

建設業者監督処分簿

1 処分を受けた建設業者に関する事項

商号又は名称	土讃総業株式会社	代表者氏名	肥本 辰五
主たる営業所の所在地	香川県高松市東植田町3047番地 1		
許可番号	香川県知事許可 (般-3) 第5752号	許可を受けている建設業の種類	土、建、大、と、舗、解

2 処分に関する事項

処分年月日	令和7年7月1日	処分を行った者	香川県知事
根拠法令	建設業法第28条第3項（同条第1項第3号該当）		
処分の内容			
建設業法（昭和24年法律第100号）第28条第3項の規定に基づく営業の停止命令			
1 停止を命ずる営業の範囲 建設業の営業の全部			
2 停止を命ずる期間 令和7年7月16日から令和7年7月18日までの3日間			
処分の原因となった事実		廃棄物の処理及び清掃に関する法律違反	
土讃総業株式会社及び同社の役員2名は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律違反により、令和3年9月9日、高松簡易裁判所から、法人にあっては罰金50万円、役員にあってはそれぞれ罰金30万円の略式命令を受け、同月28日にその刑が確定している。 このことは、建設業法第28条第3項（同条第1項第3号該当）に該当する。			
その他参考となる事項			